

株 主 各 位

大分市西鶴崎一丁目7番17号
株式会社 **アメイズ**
代表取締役社長 穴見 賢一

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年2月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 令和2年2月26日（水曜日） 午前11時00分
2. 場所 大分県大分市府内町一丁目5番38号
コンパルホール3F 300会議室
3. 目的事項
報告事項 第94期（平成30年12月1日から令和元年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

〔 平成 30 年 12 月 1 日から
令和元年 11 月 30 日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による施策を背景に企業収益や雇用環境の改善など緩やかな景気回復の兆しはあるものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の長期化に伴う世界経済の下振れリスクによる景気動向の不確実性から、国内企業においても収益拡大に足踏みがみられ、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、不安定な国際情勢、人材不足による人件費の上昇等に伴うリスクは依然としてあるものの、訪日外国人数の増加により観光分野の宿泊需要は堅調に推移し、また、企業収益や雇用環境の改善等による景気回復基調によりビジネス分野の宿泊需要も回復してきており、ホテル市況改善の兆しが見え始めました。

当社においては、近年開店した91室タイプの店舗及び133室タイプの店舗の知名度が向上したことや、業態変更したホテル併設飲食店舗の新業態での営業が定着したことにより利用が増加しました。なお、当事業年度に新規出店した店舗はありませんでした。このように知名度の向上によりHOTEL AZブランドの定着及びドミナント化を推進し、集客力強化を図ってきました。

以上の結果、当事業年度における売上高は148億37百万円（前事業年度は147億6百万円）、営業利益は36億52百万円（前事業年度は35億33百万円）、経常利益は32億56百万円（前事業年度は31億7百万円）、当期純利益は20億55百万円（前事業年度は20億36百万円）となりました。

なお、当事業年度末における店舗数は、ホテル店舗が78店舗（直営店75店舗、FC3店舗）、館外飲食店舗が5店舗であります。

(2) 対処すべき課題

国内景気は緩やかな回復基調にあるものの、不安定な世界情勢や国内景気の伸び悩みから、依然厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下において、当社は以下の事項を対処すべき課題と認識しております。

①積極的な店舗展開

当事業年度においては、新規出店はありませんでしたでしたが、当社が、ホテル店舗を展開する郊外においては、国内にはまだ多くの手つかずの市場が残されており、当社独自のビジネスモデルである、郊外型ロードサイドビジネスホテルチェーンであるHOTEL AZ Chainを展開する余地は十分にあり、これから積極的に店舗展開を行ってまいります。

② 付加価値の向上

当社は、ホテルに館内飲食店舗を併設することで、お客様の利便性の向上を図っております。今後は、飲食店舗のメニューの刷新、品質・サービスの向上に注力し、お客様の満足度を向上させ、宿泊に際して当社ホテルを第一選択として頂けるよう、また、HOTEL AZの付加価値をより高めるべく努めてまいります。

③ チェーンストア・マネジメントの追求

当社がホテルチェーンとしてHOTEL AZを運営していく上では、サービスの標準化（均質化）や、マストストア・オペレーションの強化が、重要な経営課題の一つであります。また、全店舗で標準化されたサービスの提供を行う上で、マニュアルの精査や徹底、研修制度や教育体制の確立などに注力し、効率的なチェーンストア・マネジメントを追求していきます。

④ 稼働率やリピート率の引き上げ

当社は、営業費を抑制してローコスト・オペレーションの徹底を図ることにより、無駄なコストを削減して利益率を高めるとともに、価格にも還元して顧客の満足度を高め、リピート率の上昇（リピーターの増加）を図っております。

また、顧客獲得による稼働率の引き上げのため、当社の会員カードである「アメイズレインボーカード」の運用を行い、リピーターの獲得を図っております。

「目の前のお客様に当社の営業マンになっていただく」ことは当社の営業方針の一つでもあり、ロコミによる利用やリピート率の引き上げは新規顧客の獲得以上に当社が重視する営業戦略の一つであります。

⑤ 安定した経営基盤の確立

当社は、継続的に収益を確保できるよう安定した経営基盤の確立を図ってまいります。労働環境の適正化、人事制度の改定、各種研修や業務教育に注力し、内部体制の強化に努めてまいります。

(3) 資金調達状況

当事業年度は金融機関からの経常的な資金調達以外に特記すべき資金調達はありません。

(4) 設備投資状況

当事業年度の設備投資の総額（リース資産を含む）は、48百万円であり、その主なものは、店舗改装費によるものであります。

(5) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期 (当期)
	平成27年 11月期	平成28年 11月期	平成29年 11月期	平成30年 11月期	令和元年 11月期
売上高 (百万円)	10,908	12,487	14,098	14,706	14,837
経常利益 (百万円)	1,350	1,817	2,814	3,107	3,256
当期純利益 (百万円)	808	1,033	1,841	2,036	2,055
1株当たり 当期純利益 (円)	53.15	68.01	121.09	133.97	135.18
総資産 (百万円)	25,213	27,591	27,730	27,293	26,767
純資産 (百万円)	6,455	7,183	8,721	10,301	11,898

(注) 記載金額は、1株当たり当期純利益を除き単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

- ① ホテル旅館業
- ② 食堂の経営
- ③ 不動産の賃貸
- ④ 前号に付帯または関連する一切の事業

(8) 主要な事業所

本社 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号
福岡事務所 福岡市東区和白丘二丁目3番2号
営業店舗 営業店舗数は、ホテル店舗が78店舗(直営店75店舗、FC3店舗)、館外飲食店舗が5店舗であります。

地域別店舗分布

地域	店舗数		
	ホテル店舗 (直営店)	ホテル店舗 (FC 店)	館外飲食店舗
大分県	7店	—	2店
福岡県	23店	—	—
熊本県	10店	1店	1店
宮崎県	9店	—	—
長崎県	5店	—	—
山口県	4店	—	1店
佐賀県	4店	—	—
鹿児島県	7店	—	1店
香川県	1店	—	—
愛媛県	2店	—	—
石川県	1店	—	—
山梨県	1店	—	—
長野県	1店	—	—
三重県	—	1店	—
愛知県	—	1店	—
合計	75店	3店	5店

(9) 従業員の状況

当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	4名減	38才2ヶ月	5年2ヶ月

(注) 1. 上記従業員以外にパートタイマー 817名(8時間換算)を雇用しております。

2. 平均年齢・平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社伊予銀行	2,560百万円
株式会社大分銀行	760百万円
株式会社西日本シティ銀行	681百万円
株式会社商工組合中央金庫	352百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	50,000,000株
②発行済株式の総数	15,204,000株
③当事業年度末株主数	3,811名

(2) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率 (%)
穴見 賢一	4,036,460	26.54
穴見 保雄	3,254,800	21.40
穴見 加代	3,009,000	19.79
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフ シー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	360,109	2.36
志野 文哉	296,600	1.95
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レ ギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式 会社)	271,600	1.78
児玉 幸子	265,500	1.74
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	173,400	1.14
上遠野 俊一	145,900	0.95

(注) 持株比率は自己株式(378株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	穴見 賢一	
代表取締役副社長	児玉 幸子	管理本部長
取締役	山本 等	総務部長
取締役	山下 友従	営業システム部長
取締役 (常勤監査等委員)	中洲 良一	
取締役 (監査等委員)	首藤 慶史	首藤慶史公認会計士事務所代表
取締役 (監査等委員)	大場 善次郎	東京大学名誉教授 地域CPS研究塾代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中洲 良一氏、首藤 慶史氏、大場 善次郎氏の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員 中洲 良一氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員 首藤 慶史氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 大場 善次郎氏は、情報システムやネットワーク構築に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査等委員の報酬等の額

当事業年度において、取締役、監査等委員及び監査役に支払った報酬の内容は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	29 (—)	24 (—)	— (—)	— (—)	5 (—)	4 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外監査等委員)	4 (4)	4 (4)	— (—)	— (—)	0 (0)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	0 (—)	0 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役2名に対する使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金については、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
3. 上記には、平成31年2月22日開催の第93期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名の報酬を含めております。なお、平成31年2月22日開催の第93期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）大場 善次郎氏は、地域C P S 研究塾代表であります。なお、当社と同塾の間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）首藤 慶史氏は、首藤慶史公認会計士事務所代表であります。なお、当社と同事務所の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役（常勤監査等委員） 中洲 良一	常勤監査等委員として、書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査するほか内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視・検証しております。 当事業年度の在任期間中に開催の取締役会 14回のうち14回に出席し、また監査役会及び監査等委員会 14回のうち14回に出席しており、経営戦略等に関する深い知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 首藤 慶史	当事業年度の在任期間中に開催の取締役会 14回のうち13回に出席し、また在任期間中に開催の監査役会及び監査等委員会 14回のうち13回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と深い知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 大場 善次郎	当事業年度の在任期間中に開催の取締役会 11回のうち10回に出席し、また在任期間中に開催の監査等委員会 10回のうち10回に出席しており、情報システム・ネットワーク分野及び学識界における有識者としての豊富な経験と深い知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。

③ 責任限定契約

当社は会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができ旨を定款に定めていますが、現在契約を締結している社外取締役（監査等委員）はおりません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	15 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

内部統制については、基本的に企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内の全ての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、当社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制の基本方針について、次のとおり定めております。

- a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役員及び社員教育等を行う。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的実施する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程（内部告発及び要望・申告に関する規程）に定め、その情報提供の窓口を内部監査室として運営する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、重要事項の意思決定を行う。取締役会は、全取締役が出席して原則として毎月1回開催される。職務の執行にあたっては、社内規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- e. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会は、監査業務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができる。取締役はその設置に協力するものとする。監査等委員会から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない。また、その間の当該使用人に対する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査等委員会の承認を必要とするものとし、監査等委員会は、その人事評価について意見を述べるることができる。
- f. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する方法による。
- g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長は、監査等委員会の求めに応じて意見交換会を設定する。また、常勤監査等委員に取締役会をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部監査規程及びコンプライアンス基本規程に基づき、管理本部が内部統制評価制度の策定を行い、他の業務部門から独立した内部監査室がモニタリング等を実施しております。また、実施後は、内部統制報告書を作成し、取締役会へ報告をしております。

貸借対照表
(令和元年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,265	流動負債	2,982
現金及び預金	1,795	買掛金	153
売掛金	250	1年内返済予定の長期借入金	583
商 品	5	リース債務	230
原材料及び貯蔵品	66	未払金	442
前払費用	142	未払費用	437
その他	4	未払法人税等	609
		未払消費税等	182
		前受金	228
		預り金	5
		前受収益	10
		ポイント引当金	99
固定資産	24,502	固定負債	11,886
有形固定資産	23,395	長期借入金	3,770
建物	8,692	リース債務	7,854
構築物	182	退職給付引当金	50
車両運搬具	2	役員退職慰労引当金	44
工具器具及び備品	421	資産除去債務	140
土地	4,327	その他	25
リース資産	7,197		
建設仮勘定	32		
信託不動産	2,540		
無形固定資産	71	負債合計	14,868
ソフトウェア	44	(純資産の部)	
その他	27	株主資本	11,896
投資その他の資産	1,035	資本金	1,299
投資有価証券	6	資本剰余金	500
出資	0	資本準備金	500
長期貸付金	194	利益剰余金	10,096
長期前払費用	32	利益準備金	93
繰延税金資産	249	その他利益剰余金	10,002
敷金及び保証金	551	別途積立金	3
		繰越利益剰余金	9,999
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	11,898
資産合計	26,767	負債及び純資産合計	26,767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成30年12月1日
至 令和元年11月30日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,837
売上原価		1,611
売上総利益		13,225
販売費及び一般管理費		9,573
営業利益		3,652
営業外収益		
受取賃料	100	
その他の	14	114
営業外費用		
支払利息	496	
その他の	14	510
経常利益		3,256
特別損失		
減損	97	97
税引前当期純利益		3,158
法人税、住民税及び事業税	1,118	
法人税等調整額	△15	1,103
当期純利益		2,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 平成 30 年 12 月 1 日
至 令和元年 11 月 30 日 〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,299	500	500	93	3	8,400	8,496
当期変動額							
剰余金の配当						△456	△456
当期純利益						2,055	2,055
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,599	1,599
当期末残高	1,299	500	500	93	3	9,999	10,096

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	10,297	4	4	10,301
当期変動額					
剰余金の配当		△456			△456
当期純利益		2,055			2,055
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1	△1	△1
当期変動額合計	－	1,599	△1	△1	1,597
当期末残高	△0	11,896	2	2	11,898

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 平成30年12月1日 至 令和元年11月30日)

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 原材料・・・月次総平均法による原価法

・ 商品、貯蔵品・・・最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	2年～15年
信託不動産	2年～35年

・ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

・ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・ 信託不動産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

3. 引当金の計上基準

- ・ポイント引当金

当社のカード会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

- ・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しています。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	4,522 百万円			
構	築	物	60 百万円		
土	地	2,832 百万円			
信	託	不	動	産	2,540 百万円
計	9,955 百万円				

(注) 信託不動産（信託受益権）の対象はホテル店舗の建物、構築物及び土地であります。

(2) 担保に係る債務

1 年内返済予定の長期借入金	583 百万円
長期借入金	3,770 百万円
計	4,354 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,382 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 15,204,000株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 378株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成31年2月22日 定時株主総会	普通株式	456百万円	30円	平成30年 11月30日	平成31年 2月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年2月26日開催の第94期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和2年2月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	532 百万円	35円	令和元年 11月30日	令和2年 2月27日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金及び設備資金を、主として銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰資金は短期的な預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和元年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,795	1,795	—
(2) 投資有価証券	6	6	—
(3) 長期借入金 (*1)	4,354	4,375	20
(4) リース債務 (*2)	8,084	8,283	198

- (※ 1) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
- (※ 2) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金
現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 投資有価証券
投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (3) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (4) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	91 百万円
未払事業税等	29 百万円
ポイント引当金	30 百万円
退職給付引当金	15 百万円
役員退職慰労引当金	13 百万円
資産除去債務	42 百万円
合併受入固定資産評価差損	49 百万円
その他	<u>46 百万円</u>
繰延税金資産小計	319 百万円
評価性引当額	<u>－百万円</u>
繰延税金資産合計	319 百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	19 百万円
合併受入固定資産評価差益	39 百万円
その他	<u>11 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>69 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>249 百万円</u>

[関連当事者との取引に関する注記]

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ジョイフル	—	フランチャイズ契約	食材の仕入(注1) ロイヤリティの支払(注1)	263 43	買掛金	27

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 食材の仕入及びロイヤリティの支払は、フランチャイズ契約に基づき金額を決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 782円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円18銭 |

独立監査人の監査報告書

令和2年1月14日

株式会社アメイズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤次男 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中野宏治 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アメイズの平成30年12月1日から令和元年11月30日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年12月1日から令和元年11月30日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年1月15日

株式会社アメイズ 監査等委員会

監 査 等 委 員 中 洲 良 一 ㊟
監 査 等 委 員 首 藤 慶 史 ㊟
監 査 等 委 員 大 場 善 次 郎 ㊟

(注) 監査等委員中洲良一、首藤慶史及び大場善次郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と経営の効率化及び内部留保の充実による財務体質の強化に努めており、安定配当を継続実施していくことを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきまして、以上の方針に基づき、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円、総額 532,126,770円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年2月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）穴見賢一、児玉幸子、山本等、山下友従の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あなみ けんいち 穴見 賢一 (昭和45年 11月16日生)	平成3年4月 (株)アイネス入社 平成4年8月 (株)ジョイフル入社 平成6年12月 (有)ジェイズ入社、代表取締役就任 平成20年2月 当社取締役就任 平成23年2月 当社取締役退任 平成26年2月 当社取締役開発部長就任 平成26年4月 (有)ジェイズ代表取締役退任 平成28年2月 当社代表取締役社長就任（現任）	4,036,460株
2	こだま さちこ 児玉 幸子 (昭和21年 1月8日生)	昭和51年5月 (株)焼肉園（現(株)ジョイフル）入社、取締役就任 平成16年2月 当社専務取締役管理本部長 平成16年3月 (株)ジョイフル取締役退任 平成21年3月 (株)ジョイフル代表取締役会長就任 平成22年3月 (株)ジョイフル代表取締役社長就任 平成23年3月 (株)ジョイフル取締役会長就任 平成25年3月 (株)ジョイフル取締役会長退任 平成28年2月 当社代表取締役副社長就任（現任）	265,500株
3	やまもと ひとし 山本 等 (昭和34年 2月9日生)	昭和58年4月 湧永製薬(株)入社 平成3年4月 (株)ルミカ入社 平成20年3月 (株)ジョイフル入社 平成22年7月 当社へ出向 平成22年11月 当社経理部長就任 平成23年2月 当社取締役就任 平成23年3月 (株)ジョイフル退社 平成24年6月 当社取締役総務部長就任（現任）	200株
4	やました ともつぐ 山下 友従 (昭和39年 1月15日生)	昭和57年4月 オーシャン貿易(株)入社 昭和61年4月 九州ビジネス(株)入社 平成6年2月 (株)ジョイフル入社 平成16年11月 当社入社、総務部長就任 平成23年2月 当社取締役就任 平成24年6月 当社取締役電算部長就任 平成28年9月 当社取締役営業システム部長就任（現任）	2,200株
※5	かわばた りょうすけ 川端 亮輔 (昭和52年 4月5日生)	平成12年4月 (株)ローソン入社 平成17年12月 (株)JIMOS入社 平成20年7月 一番食品(株)入社 平成26年1月 (株)フランソア入社 平成27年4月 インペリアル・タバコ・ジャパン(株)入社 平成30年10月 当社入社、営業部長就任（現任）	—

(注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

株主総会会場ご案内図

会場 大分県大分市府内町一丁目 5 番 38 号
コンパルホール 3F 300 会議室

交通 JR大分駅より徒歩 5 分
大分駅停留所より徒歩 5 分

駐車場ご利用時間
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

駐車場ご利用料金

- ・地下駐車場・・・30 分までごとに 100 円
(ただし、最初の 30 分以内は無料)
- ・屋外駐車場・・・30 分までごとに 100 円
(ただし、最初の 30 分以内は無料)

